			足	立	区	教	育	委	員	会	会	議	鍄	<u>L</u> K			
会	議名	7	<b>F成 2</b>	6年第	11回,	足立区	教育委	員会定	例会								
開	会月日		平成 2	26年1	1月1	3 目	(木)	Ĥ	揚	f		į	教育多	委員会	室		
숲	議時間		(]	<b>朝会)午</b>	前・午	後 3	時0(	)分	^	٠	(閉会	)午前	ή · <b>(</b> †	後	時4	3分	•
休	憩時間		① († ② (†		午前・ 午前・		時 時	分 分	~ ~		(再会) (再会)	•	i・午 i・午		時 時	分 分	
委	員	委	員 長	花	岡	惠	Ξ	出	席	委員	<b>3</b>	Ę	原		勉	Ł	出席
	の	委	員	小	Л	正	人	出	席	委員	1,	<u>ر</u> ا	Щ	清	美	Ŀ	出席
出	席	教	育 長	青	木	光	夫	出	席		出席	委員5	名、	欠席多	美員0名	,	
出	鈴木	一夫	老	女育次長	,			出席	三桶	雄	き	子ども	も家庭	部長			出席
	石居	聡	当	<b>栏校教育</b>	部長			出席	鳥山	」高章	ž	子ども	も家庭	<b>建課長</b>			出席
席	荒井	広幸	老	枚育政策	課長			欠席	荻原	〔 貞二	<u>-</u>	子ども	も・子	育て	支援調	果長	出席
	絵野沢	秀雄	当	校適正	配置担	<b>!当課長</b>	ŧ	出席	橋本	太良	ß	子ども	<b>も・</b> 子	育て	施設調	果長	出席
説	稲本	望	当	校施設	課長			出席	寺島	光力	<b>t</b>	青少年	手課長	ŧ			出席
	山田美	砂緒	当	校改築	担当課	長		出席	西野	知 知 元	<u> </u>	こども	支援セン	ンターに	がんき所	長	出席
明	山中	寛		校改築		<b>長</b>		出席	渡邉	勇	-	子ども	支援	担当	課長		出席
	望月	義実	-	≤務課長 さいしい		<b>上当課</b> 長	ŧ	出席	浅見	. 信明	召 :	学力定	官着推	進担	当課長		出席
員	浮津	健史	老	故育指導	室長			出席	市川	保ま	<b>た</b> ;	幼児プロ	コジェク	7ト推進	担当課	長	出席
	川原井	隆之	奉	<b>枚職員課</b>	長			出席									
	永井	章子	生	涯学習振	興公社!	事務局長	<u> </u>	出席									
						1											
書	山崎	<b>以孝</b>	庶務			楠山	慶之		係主				功義		政策技		
記	秋元	表裕	教育	政策担当	当係長	依田	慶子	教育	政策	担当係	長瀬	<u> </u>	昇 ——	子と	も家屋	<b>连係</b>	長 ——
	1-to	l.o.															
	傍聴者		以外签	5名 の海り													
会議	万门 和 、	云斑	50人 男	の通り。													
に																	
付	***************************************																
し																	
た																	
議																	
題																	

## 平成26年11月13日

## 足立区教育委員会

### 午後3時00分開会

○委員長 ただいまから本年第11回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席者委員数は定足数であります。よっ て、会議は成立いたします。

○委員長 それでは、これより審議に入ります。初 めに、会議録署名委員の指名をいたします。

本日の会議録署名に桑原委員、青木委員をご指名いたしますので、よろしくお願いします。

<del>------</del>

○委員長 それでは、日程第1、第74号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第1、第74号議案足立区幼稚園 教育職員の初任給、昇格及び昇格等に関する規則 の一部を改正する規則。

以上。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 資料の2ページの第74号議案 説明資料に基づきまして説明させていただきます。 件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

配偶者の海外勤務等に同行する職員が、継続的 に勤務することを考え、配偶者同行休業制度が新 設されたことに伴いまして、今年の第3回足立区 議会定例会におきまして、足立区幼稚園教育職員 の給与に関する条例が改正されました。その改正 に伴いまして、規則の一部を改正するものでござ います。

記の1番、改正の概要でございます。(1)昇 給日において、配偶者同行休業中の職員に対して は、昇給等を行わない旨を定めるものでございま す。(2)配偶者同行休業の期間中に、二つ以上 の昇給日がある場合は、職務に復帰した日に号給 の調整を行う旨を定めるものでございます。

2の施行年月日は平成27年1月1日でございます。

新旧対照表については、3ページにあるとおり でございます。

以上でございます。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第74号議案についてご質問、ご意見がありま したら委員のご発言をお願いいたします。

(なし)

ないようですので、これより第74号議案足立 区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関 する規則の一部を改正する規則を採決いたします。 本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手 を求めます。

### (賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のと おり可決することにいたします。

○委員長 次に、日程第2、第75号議案を議題と いたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第2、第75号議案足立区幼稚園 教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正す る規則。

以上。

○委員長 第75号議案について、三橋子ども家庭 部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 資料の5ページをごらんください。第75号議案説明資料に基づきまして説明させていただきます。件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

7 4 号議案と同じく、配偶者同行休業制度が新設され、足立区幼稚園教育職員の給与に関する条

例が改正されたことに伴いまして、規則の一部を 改正するものでございます。

改正の概要につきましては、1の(1)期末手 当の支給対象外となる職員に、基準日に配偶者同 行休業中の職員を加える改正でございます。

- (2) 期末手当の支給対象外となる職員に、基 準日前1カ月以内に退職等した職員のうち退職等 の日に配偶者同行休業中の職員を加える改正でご ざいます。
- (3) 基準日に育児休業をしている職員の勤務 した期間としない期間に、配偶者同行休業中の期 間を加える改正を行うものでございます。
- 配偶者同行休業中の期間に勤務をしない合計の時 間を7時間45分をもって2分の1日と換算する 旨を定めるものでございます。

2番、施行年月日については平成27年1月 1日からでございます。

3番の新旧対照表については6、7ページでご ざいます。

以上でございます。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これよ り本案の審議に入ります。

第75号議案についてご質問、ご意見がありま したら委員のご発言をお願いいたします。

小川委員。

- ○小川正人委員 確認ですが、これは先ほど採決し た案を踏まえて、期末手当についても、配偶者同 行休業に入った職員については適応外にするとい うことを期末手当でも再確認するという趣旨です ね。
- ○委員長 子ども家庭課長。
- ○子ども家庭課長 委員おっしゃるとおりでござい ます。
- ○小川正人委員 わかりました。
- ○委員長 他にございますか。

(なし)

ないようですので、これより第75号議案足立 区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部 を改正する規則を採決いたします。本案は原案の とおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

### (賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のと おり可決することといたします。

○委員長 次に、日程第3、第76号議案を議題と いたします。

庶務係長。

(4) 支給割合における欠勤等日数について、 ○庶務係長 日程第3、第76号議案足立区幼稚園 教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正す る規則。

以上。

○委員長 第76号議案について、三橋子ども家庭 部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 資料 9 ページに第 7 6 議案説明 資料をごらんください。件名、所管部課名は記載 のとおりですが、先ほどの75号議案は期末手当 に関するものでございますが、76号議案につい ては勤勉手当に関するものでございます。説明も 同じものになります。配偶者同行休業制度の新設 に伴う規則改正でございます。

1の改正の概要につきまして、(1)でござい ます。勤勉手当の支給対象外となる職員に、基準 日に配偶者同行休業中の職員を加える改正でござ います。

- (2) 勤勉手当の支給対象外となる職員に、基 準日前1カ月以内に退職等した職員のうち、退職 等の日に配偶者同行休業中の職員を加える改正で ございます。
- (3) 基準日に育児休業をしている職員の勤務 した期間としない期間に、配偶者同行休業中の期

間を加える改正でございます。

(4)支給割合における欠勤等の日数について、 配偶者同行休業中の期間に勤務しない合計の時間 を7時間45分をもって1日と換算する旨を定め るものでございます。

2、施行年月日につきましては、平成27年1月1日でございます。

新旧対照表につきましては、10ページ、 11ページでございます。

私からの説明は以上でございます。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これよ り本案の審議に入ります。

第76号議案についてご質問、ご意見がありま したら委員の方のご発言をお願いいたします。

(なし)

ないようですので、これより第76号議案足立 区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部 を改正する規則を採決いたします。本案は原案の とおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のと おり可決することにいたします。

○委員長 次に日程第4、第77号議案を議題とい たします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第4、第77号議案足立区社会教育委員の委嘱について。

以上。

○委員長 第77号議案について、三橋子ども家庭 部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 資料13ページ、第77号議案 説明資料をごらんください。件名、所管部課名は 記載のとおりでございます。

委嘱についての提案理由につきましては、平成

23年6月18日以降休止していました社会教育 委員会議につきまして来年度、教育委員会制度の 改革が予定されており、その中で大綱の作成があ りますので、特に青少年の健全育成など社会教育 にかかわる意見を求めるために、社会教育委員会 条例第2条の規定に基づきまして、委員を委嘱す るものでございます。

2番、被委嘱者の予定でございます。千葉敬愛 短期大学の学長の明石要一先生でございます。区 分については学識経験者で、経歴等は記載のとお りでございます。次に、成田國英、日本体育大学 名誉教授でございます。区分は学識経験者で、経 歴等は記載のとおりでございます。3人目が松田 恵示東京学芸大学教授学長補佐でございます。区 分は学識経験者で、経歴等は記載のとおりでございます。区 分は学識経験者で、経歴等は記載のとおりでございます。

なお、委員の定数については10名以内でございますが、今回、3名の学識経験者で構成すると う内容でございます。

3番、第14期委嘱期間につきましては、3にありますとおり平成26年12月1日から平成28年11月30日までの2年間でございます。

4、審議の内容、予定でございます。 (1) に ありますとおり、新教育委員会制度におきまして、 大綱策定で、PTA活動や足立区青少年対策地区 活動などの健全育成活動を区の社会教育の中でど のように位置づけるかについて意見を聞くもので ございます。

(2)につきましては、足立区少年団体連合会、 足立区青少年対策地区委員会など、健全育成団体 に対する補助金交付に当たっては、補助金を交付 することにより、団体の自主的、主体的な活動を 阻害することがないか意見を聞くものです。

今後の方針でございますが、教育大綱策定の進 捗にあわせて、社会教育委員会議を開催してまい ります。 私からの説明は以上でございます。

○委員長 ただいま説明ありましたので、これより 本案の審議に入ります。第77号議案についてご 意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願 いいたします。

小川委員。

○小川正人委員 候補の方については知っている方 もおり、社会教育の分野で非常に見識のある方で ございます。こういう方々を区の社会教育委員と して委嘱できるということは、非常に区にとって も力になると思います。

ただ、今回の社会教育委員の活動で、足立区の 場合には活動領域が教育委員会の所管ではないと ころが多いですね。せっかく委嘱した社会教育委 員が、かなり限定された活動しかできないという のは、区にとって非常に損失だと思います。社会 教育委員の方々と連携してやれることはたくさん あると思いますので、いろんな協議などを含めて 教育委員会と一緒に活動する場をぜひ作っていたおり可決することにいたします。 だければと思います。

- ○委員長 青木委員。
- ○青木委員 説明の補足も含めて、今の小川委員か らのご意見に対応しますが、「新教育委員会制度 における大綱作成に向けて」という表現がござい ます。ご案内のとおり大綱づくりは区長の策定権 限の中に入ります。その策定に当たって、教育委 員会と総合教育会議等の中で協議をするという仕 組みになりますが、策定権限は区長にあるという ことで、この委員会は、大綱づくりのために、社 会教育部門の事項について、例えば政策などを諮 問して答申をいただくということとは少し違い、 今行われている社会教育系のまだ教育委員会に残 っているもの、特に体験学習や社会教育の領域の 中に含まれているものを、まずは教育委員会の内 部の作業として、一度整理する必要があるだろう という意味合いで考えています。

それと、小川委員が先ほどおっしゃった区長部 局にある生涯学習的な部門が確かにたくさんござ います。むしろそちらのほうが、生涯学習という 意味では、領域的には広いのかもしれませんが、 そこについては、区長部局、あるいは区長と十分 に意見交換をしながら、この会議体でどう対応で きるかも含めて、社会教育、生涯学習については 非常に見識の深い先生方ばかりですので、極力、 各委員のお力を積極的にお借りできるような形で 考えていきたいと思います。

○委員長 ほかにございますか。

(なし)

ないようですので、これより第77号議案足立 区社会教育委員の委嘱についてを採決いたします。 本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手 を求めます。

### (賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のと

○委員長 次に、日程第5、第78号議案を議題と いたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第5、第78号議案「足立区特別 職議員報酬等審議会条例の一部を改正する条例」 に関する教育委員会の意見について。

以上。

○委員長 第78号議案について、石居学校教育部 長から説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○学校教育部長 お手元資料、15ページをお願い いたします。件名、所管部課名は記載のとおりで ございます。

1の条例改正の概要でございますが、教育委員 会制度の改正に伴いまして、新教育長が設置され ます。この身分は特別職となりますが、この条例 における審議対象に現在一般職である教育長の給料の額は対象になってございません。今後、特別職となる教育長の給料額を審議対象に追加するため条例を改正するということで、足立区長より意見を求められたものでございます。

2番が新旧対照表でございます。

今後の方針については記載のとおりでございま す。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これよ り本案の審議に入ります。

第78号議案についてご質問、ご意見がありま したら委員のご発言をお願いいたします。

小川委員。

○小川正人委員 78号議案の中身については、国の法律で教育長の教育委員兼任制がなくなりますので、新しい教育長が特別職になり、区の仕組みも変えるということで、このことについては全然問題はないと思いましたので賛成ですが、これに関して要請というか、お願いがあります。

新教育長の体制に移行するのは、来年4月1日から一斉にということではなく、現在の教育長の任期が切れた以降です。足立区の場合には、まだ青木教育長が辞職しない限りは任期を全うされるということですので、恐らく改正地教行法に即したさまざまな教育委員会会議の運営等々にかかわるまざまな教育委員会の任期が切れるまでに準備作業をする必要があると思うのです。ただその中身自体は、私は教育委員会のありようにかかわるものですので、我々教育委員も改正地教行法に対応した教育委員会の会議運営等々の規則改正に対応した教育委員会の会議運営等々の規則改正にかければと思っています。

改正地教行法にかかわって、特に教育委員会の 運営でポイントとなるのは幾つかあり、一つは教 育委員の定数をどうするかは、大きな問題だと思 っています。今は、教育長と教育委員が兼任制になっていますが、新教育長の体制では、教育長は教育委員ではなくなります。実質的には教育委員の定数が1減るということになりますので、減ったままで行くのか、やはり新教育長というのは地位権限が強化されますので、そうした権限が強化された新教育委員会にとって重要な任務になります。1名定数が減ったままでやるということについては、私はすごく不安があります。できれば、教育長が兼任されていた1については、1減で4ということも含めて、例えば1名以上の定数増ということも含めて、少し検討する必要があるのではないかと思っています。

二つ目は、教育長は新教育長になることで、教育委員会を代表するポストになります。従来は、教育長は教育委員の一メンバーでしたが、基本的には事務局のトップでした。教育長の職務代理者というのは事務局から出るということでしたが、新しい制度では教育委員会の代表者である教育長の職務代理者は、教育委員の中から選ぶことになります。実は教育長の職務代理者の役割は、すごく重要だと思っています。教育長の職務代理者になる教育委員をどう選ぶか、またその役割をどうするかということは、教育委員会の管理運営に大きな意味を持っていますので、そういう職務代理者の選び方やその職務をどうするかということは、教育委員会規則できちんと定めておくことが必要だと思っています。

三つ目に、管理運営規則で重要なのは、地位権限が強化された教育長になりますので、教育委員会から実務レベルの事柄については、かなり教育長に委任されることになってくるわけです。委任されたことについては、委任した事務やその事務がどう執行されているかということについて、教育委員会のほうから教育長に対して報告義務を求

めることができるようになります。これは改正地 教行法で新たに規定されたものになりますので、 教育長に委任した事務や事務執行がどういう状況 なのかきちんと教育委員会に報告して、教育委員 会の審議に付すという会議の運営は、重要なポイントだと思います。どういう手続・形式で報告をするのかということも含めて、私たちも事務局と一緒になって、その中身づくりはさせていただきたいという思いを持っていますので、ぜひそういうことも含めて、お考えいただければと思います。 第78号議案の中身自体については、私自身は了解いたします。

- ○委員長 条件ということですね。
- ○小川正人委員 要望です。
- ○委員長 青木委員。
- ○青木委員 今、小川委員からあった点については、 私どももまだ準備段階ではありますが、何しろ初めてのことでございますので、他の自治体の情報も得ながら、的確な事務処理体制、それから新しい教育委員の皆さんへの報告など、ルール化や規定整備といったことも進めていきたいと思いますし、一連の検討経過については、教育委員協議会の場などもありますので、そういった場を活用して今後、委員の皆さんの御意見もいただきながら整理をしていきたいと考えています。
- ○委員長 ほかにはよろしいですか。

(なし)

他にないようですので、これより第78号議案 「足立区特別職議員報酬等審議会条例の一部を改 正」に関する教育委員会の意見を採決いたします。 本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手 を求めます。

### (賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のと おり可決することといたします。

○委員長 次に、日程第6、受理番号1の陳情について議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第6、受理番号1平成28年度から使用する中学校教科書の採択にあたり、日本の真実の歴史と文化及び家族の大切さを理解し、適切な愛国心、道徳心を養いうる教科書の採択を求める陳情。

以上。

○委員長 この受理番号1の陳情については、平成 26年第10回の定例会におきましてご審議いた だき、継続審議となった件です。その後、先月の 第10回のときに説明いただいた内容について、 変更などの動きがありましたら関係所管の教育指 導室長より報告をお願いいたします。

教育指導室長。

- ○教育指導室長 特に変更点ございません。
- ○委員長 ただいまの説明のとおり変更点がないということですが、ご意見、ご質問ございますか。 小川委員。
- ○小川正人委員 関連に関する変更点がないということであれば、前回、多数決で採択し、継続審議というようことに決定していますので、今回もそのまま継続審議とする扱いになるのでしょうが、私は前回の定例会で、この陳情の内容については不適切な内容が含まれているので、私自身の意見としては不採択という意見を述べさせていただきました。本日の時点でも不採択という前回の意思は変わりませんので、私個人とすれば、自動的に継続審議とするのではなく、採決をとって処理していただければと思います。
- ○委員長 ほかにご意見ありますか。

(なし)

なければ、採決いたしたいと思います。 まず、不採択ということで挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

1名です。継続審議ということで挙手をお願いします。

### (賛成者挙手)

4名です。不採択1名、継続審議4名ということで、本案については継続審議とすることにいたします。

○委員長 それでは、続いて報告事項に入ります。 ご質問等は全ての報告が終わってからまとめてお 受けするようにいたします。

初めに、①について、絵野沢学校適正配置担当課長、お願いたします。

学校適正配置担当課長。

○学校適正配置担当課長 お手元の資料の16ページ、17ページをごらんください。件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

まず第1に、上沼田小学校と鹿浜小学校の適正 規模・適正配置実施計画の進捗状況についてでご ざいます。

(1) としまして、統合地域協議会、こちらが 第9回を10月9日、第10回を11月10日に 開催をいたしました。

主な協議事項ですが、新校舎の設計等、また新 しい鹿浜五色桜小学校の開かれた学校づくり協議 会について、また新しい学校の校歌について、こ ういったことを協議いたしました。

鹿浜五色桜小学校については、来年の4月から 開校ということで、現在の鹿浜小学校の敷地に建 設するわけでございますが、現校舎の解体及び新 築の関係で、(2)になりますが、近隣住民説明 会を10月22日に開催をいたしました。こちら 中高層条例に基づいて実施するような規定になっ ております。

(3) でございますが、統合地域協議会の協議 内容等について、第8号として9月25日に、また9号として11月4日に統合地域協議会ニュー スを発行させていただいております。

大きな2番になりますが、こちらは鹿浜中学校 と第八中学校の実施計画の進捗状況についてでご ざいます。協議会は、第7回を10月16日に開 催しました。また予定でございますが、第8回を 12月4日に開催をする予定でございます。

協議内容については、新校舎の設計等について、 また校章、あるいは新しい学校の校歌について、 こういった点について協議を進めているところで ございます。

ページ移りまして17ページですが、(2)番、統合新校の校章のデザインの募集結果の報告でございます。応募状況は157点いただきました。第一次選考としまして、この中から6点を選んで、今デザイナーによる補正作業を実施しているところでございます。最終的には、第8回、12月4日の最終選考で、新しい校章1点を選考する予定でございます。

また、(3)で、新しい学校の校歌のフレーズ の募集を実施しております。今、実施中でござい ますが、11月4日から11月25日まで、対象 の両校の生徒の皆さんに募集をかけております。

最終的に集まった内容について、統合地域協議 会において選考して、新しい校歌作成の資料とさ せていただく予定をしております。

(4) でございますが、小学校と同様に、統合 地域協議会ニュースを発行しております。第7号 として11月4日に発行しております。

今後の方針ですが、統合に向けたさまざまな課題については、統合地域協議会において、引き続き具体的な検討を進めていく予定でございます。 私からは以上でございます。

- ○委員長 次に、②について、浮津教育指導室長、 お願いいたします。
- ○教育指導室長 件名、所管部課名については記載 のとおりでございます。

学校事故状況ということで、管理下4件、小学 校3件、中学校1件ございました。

2、事故の内容です。サッカーの試合中、転倒し、右手首の骨折。雲ていから手を滑らせて落下、顔面を強打し、口腔内裂傷。高鉄棒から落下、顔面を強打し、唇の裂傷、また歯が2本抜けてしまったということ。それから、全校行事に参加中、濡れた床で足を滑らせ、左大腿部の打撲。合計4件でございます。

各学校への事故防止の指導として、改めて事故の内容を確認しながら、再発防止に努めていきたいと思っております。特に今回、部活動についてもございましたので、十分な準備運動等の指導の徹底をしてまいりたいと思います。

私からは以上です。

○委員長 次に、③について、鳥山子ども家庭課長、 お願いいたします。

子ども家庭課長。

○子ども家庭課長 件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

10月15日付で、新制度に移行する幼稚園及び認定こども園の調査を行いました。その結果のご報告でございます。

幼稚園、現行44園、それから認定こども園 8園の計52園ございますが、新制度に移行する と表明したのは、幼稚園が8園、認定こども園が 4園でございました。計12園でございます。認 定こども園が4園少なくなるといった状況でござ います。

そのほか、認証保育所の認定こども園が1園ございます。それと区立の認定こども園3園につきましては、新制度に移行する予定でございます。

新制度移行に伴いまして、認定こども園につきましてはかなり減収になるという状況もございます。そういった中で、認定こども園を取り下げたという園が出てきていると考えております。区と

いたしましても、何らかの検討をする必要があるだろうと思っております。

また、本日の朝刊では、消費税の増税については先送りするといった報道もございますし、また、子ども・子育て新制度については、来年度実施の方向で調整に入ったというマスコミ報道も聞いております。国等の動向をしっかり把握しながら、今度どう進めていくかを検討し取り組んでまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。

○委員長 次に、④から⑦まで、続けて荻原子ど も・子育て支援課長、お願いいたします。

子ども・子育て支援課長。

○子ども・子育て支援課長 それでは、21ページ をごらんください。件名、所管部課名は記載のと おりでございます。

平成24年度の児童手当法改正によりまして、 児童手当から保育料、学童保育保護者負担金、学 校給食費、この3つについては申し出による徴収 と、それからまた保育料につきましては、特別徴 収が可能となりました。各費用の収納率向上を図 るために、児童手当からの費用徴収を実施いたし ます。

徴収対象といたしましては、原則として滞納 6カ月以上の者。保育料の特別徴収につきまして は、原則として過年度滞納が累積している者を対 象といたします。

徴収範囲は、未納がある児童分及び兄弟姉妹分から徴収いたします。保育料の特別徴収につきましては、未納がある児童分のみでございます。

優先順位は、就学前については保育料が1番。 それから、就学後につきましては、学童保育が 1番で、2番が学校給食費となっております。

徴収開始時期は、平成27年度2月支給分から 実施いたします。

当面、システム改修をしないために、対象者を

絞り込んだ上で、手作業中心の事務処理で対応してまいります。

続いて、22ページでございます。件名、所管 部課名は記載のとおりでございます。

入所実施要綱の別表調整指数表等の一部につきましては、11月1日施行で改正を行ったところでございますが、追加項目が生じたために改正いたします。

改正内容でございますが、指数番号18の対象 施設に東京都認証保育所を加えるものでございま す。これは、主に3歳の時点で新たな保育施設を 探さなければならない保育ママ、小規模保育につ きましては、新制度では連携施設を設置して、連 携施設に優先的に入所できる仕組みになっており ます。その連携施設が設定されるまでは4点を加 算して、新たな保育施設に入所しやすい仕組みと したところでございます。

こうした中、子ども・子育て支援新制度の枠組 みに入らない認証保育所の卒園児は、加算の対象 外となっておりましたので、公平性の観点から今 回、認証保育所につきましても、卒園児に対して 同じような4点を加算するというものでございま す。

それから、指数番号17につきましては、認証 保育所等に2カ月以上預託している場合、現在 2点加算をつけております。先ほどの4点加算と 2点加算、これはともに該当する方がいらっしゃ いますので、そういった方につきましては今回、 重複しないように指数番号17の2点をつけない 対応をするところでございます。

続いて、23ページでございます。件名、所管 部課名は記載のとおりでございます。

千住大橋地域におきまして、70名定員の保育 所の公募をかけましたところ、決定事業者といた しまして、広島市の株式会社アイグランが決まっ たところでございます。 施設計画でございますが、認可保育所、定員 70名、平成27年10月開設予定でございます。 続いて、21ページがその審査結果表になって

25ページをごらんください。件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

おりますので、ごらんいただきたいと思います。

舎人地域におきまして、小規模保育室を公募しましたところ、記載のとおり特定非営利活動法人ワーク・ライフ・バランスラボに決定いたしました。定員は19名で、定員の内訳は記載のとおりでございます。

また、審査結果については記載のとおりでございます。

私からは、以上でございます。

○委員長 ただいま各関係所管からの報告事項がありました。これらの件につきまして、各委員から ご質問、ご意見がありましたらご発言お願いいた します。

小川委員。

○小川清美委員 一つすみません。

新制度に移行するか移行しないかの追加資料でいただいたものの一番下なのですが、新制度へ移行という希望が丸となっているところで株式会社立なのですが、株式会社立は認定こども園にはなれない、地方裁量型であってもだめだと私は思っていたのですがどうなのでしょうか。

- ○委員長 子ども家庭課長。
- ○子ども家庭課長 幼保連携型認定子ども園につきましては、新制度に移行しております。それで、法人格でないとだめというのがございましたが、幼稚園型や保育所型、それからここの地方裁量型の保育所については、そのまま移行できます。
- ○小川清美委員 保育所としてですか。
- ○子ども家庭課長 基本的には保育所で、その部分 に認定こども園の冠がつくという形で移行できる と考えております。

- ○委員長 ほかにございますか。桑原委員。
- ○桑原委員 16ページの小学校、中学校の適正規模と適正配置の件なのですが、1番の上沼田小学校と鹿浜小学校の中で、(2)番、近隣住民説明会の実施というのがあります。具体的にどのような住民の方からのご意見があったかというのがつっと、あと江北小学校と高野小学校の件はその後どうなっているのでしょうか。

以上2点、よろしくお願いします。

- ○委員長 学校施設課長。
- ○学校施設課長 近隣説明会の意見等でございますが、まず通学路のお話が出ました。これは工事の際の車両に対して質疑がありました。それから、 鹿浜の地区の児童が上沼田小学校に通学する際の 通学路について大丈夫だろうかというところです。 これについては十分、私どもも準備していると ころです。

それから最近、公共施設の契約の不調が続いているというご指摘がございまして、建設等について大丈夫ですかというようなご指摘がございました。

それから、近隣の家屋調査について、これから 工事が始まりますので、そういったものをやるの かどうかなどの質問がございました。

以上でございます。

- ○委員長 桑原委員、よろしいですか。
- ○桑原委員 はい。
- ○委員長 学校適正配置課長。
- ○学校適正配置担当課長 桑原委員の2点目のご質 問について、ご回答させていただきます。

現在、江北地域について、町会、自治会の連合会の会長ほか、開かれの会長から連名で、足立区長あてに統合に関する要望書というのをいただいていると聞いております。

内容については、統合全般については反対では

ないのですが、特に小学校の統合の位置について は現在、上沼田都住の建て替えにより生じる用地 に学校をつくることができないか、そういった要 望が上がっていると、私どもも漏れ聞いていると ころでございます。

この点については、私ども説明会を実施している中でも、参加者の皆さんからご意見を頂戴しているようなことでございます。その件につきましては、情報を集めながら皆さんのほうにお話もさせていただければと考えております。

以上でございます。

- ○委員長 桑原委員、よろしいですか。
- ○桑原委員 はい。
- ○委員長 そのほかにございますか。 小川委員。
- ○小川正人委員 情報連絡の資料で、第3回いじめ 問題対策委員会が開催されたというようなことで、 簡単な会議の内容の説明があったのですが、いじ め防止対策推進法の趣旨を踏まえてからこの委員 会がつくられているので、大変重要な取り組みな ので、次回から報告については、できれば情報連 絡ではなくて、きちんと報告事項の中に入れてほ しいのです。少し状況を教えていただきたいと思 います。
- ○委員長 学校教育部長。
- ○学校教育部長 今、小川委員のお話にあったとおりでございまして、本来ですと報告事項で内容等をご報告するべきと考えていたところなのですが、少し時間的なものがございまして今、議事録等を取りまとめている最中でございます。改めてご報告させていただきたいと思っております。
- ○小川正人委員 わかりました。
- ○委員長 よろしいですか。
- ○小川正人委員 はい。
- ○委員長 そのほかにございますか。

(なし)

ないようですので、報告事項を終了いたします。

<del>------</del>

- ○委員長 それでは、以上をもちまして、本年第
  - 11回教育委員会定例会を閉会といたします。

午後3時43分閉会

## 平 成 2 6 年 第 1 1 回 足 立 区 教 育 委 員 会 定 例 会

1 議事日程	頁
日程第1 第74号議案 足立区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則 の一部を改正する規則	1
日程第2 第75号議案 足立区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正 する規則	4
日程第3 第76号議案 足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正 する規則	8
日程第4 第77号議案 足立区社会教育委員の委嘱について 1	1 2
日程第5 第78号議案 「足立区特別職議員報酬等審議会条例の一部を改正する条例」 に関する教育委員会の意見について	4
2 報告事項 足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の進捗状況について 《絵野沢 学校適正配置担当課長》 学校事故報告について(平成26年10月分) 《浮津教育指導室長》 幼稚園・認定こども園の子ども・子育て支援新制度移行に関する調査結果について 《鳥山子ども家庭課長》 児童手当法に基づく児童手当からの費用徴収について 《荻原子ども・子育て支援課長》	. 1 8
3 その他報告資料 第五中学校における物損事故に関する損害賠償について [教育政策語「足立オールおいしい給食ウィーク」の実施について [学務語「小松菜給食の日」について [学務語 第3回いじめ問題対策委員会の開催について [教育指導室 平成27年度保育料金表(案)の周知について [子ども・子育て支援語 足立区立保育園の指定管理期間満了に伴う指定管理者の公募について[子ども・子育て施設語 行事実施結果・行事実施予定 [青少年語	\\]23 \\]24 \\]25 \\]26

[生涯学習振興公社]...32

行事実施結果・実施予定

### 第74号議案

足立区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の 一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成26年11月13日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の 一部を改正する規則

足立区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則(平成 12年足立区教育委員会規則第41号)の一部を次のように改正する。

第13条中「自己啓発等休業中」の次に「、配偶者同行休業中」を加 える。

第16条第1項第1号中「自己啓発等休業」の次に「、配偶者同行休業」を加える。

付 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

## (提案理由)

新たな制度を導入するにあたり、文言の追加を行う必要があるので、 この規則案を提出いたします。

## 第 7 4 号 議 案 説 明 資 料

	平成26年11月13日
件名	足立区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する 規則
所管部課名	子ども家庭部 子ども家庭課
内容	地方公務員法が改正され「配偶者同行休業制度」が新設されたことに伴い、足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例が一部改正された。 条例改正に伴い、関連規定についての一部改正を行う。  記 1 改正の概要 (1) 昇給日において、配偶者同行休業中の職員に対しては、昇給等を行わない旨を定める。 (2) 配偶者同行休業の期間中に、二以上の昇給日がある場合、職務に復帰した日に号給の調整を行う旨を定める。  2 施行年月日 平成27年1月1日  3 新旧対照表別紙のとおり
今後の方針	関連規定についての一部改正を行う。 足立区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則 足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則

改正前

(省 略)

(休職中等の者の昇給等)

第1条から第12条

|第13条 昇給日において、休職中、自己啓発等休業中、育児休業中、大学院第13条 昇給日において、休職中、自己啓発等休業中、配偶者同行休業中、育 修学休業中、外国派遣中、公益的法人等派遣中(公益的法人等派遣条例第)児休業中、大学院修学休業中、外国派遣中、公益的法人等派遣中(公益的 3条の2の規定の適用を受ける場合を除く。) 又は停職中の者に対しては、 法人等派遣条例第3条の2の規定の適用を受ける場合を除く。) 又は停職 第10条第3項及び前条の規定による昇給、第4条の2及び第11条の規定に 中の者に対しては、第10条第3項及び前条の規定による昇給、第4条の2 よる加える調整並びに第4条の2の規定による減じる調整を行わない。

#### 第14条から第15条 (省 略)

(復職時等における号給の調整)

- める号給とする。
- (1) 休職、自己啓発等休業、育児休業、大学院修学休業、外国派遣、公 (1) 休職、自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業、大学院修学休 益的法人等派遣(公益的法人等派遣条例第3条の2の規定の適用を受け る場合を除く。)又は停職(以下「休職等」という。)の期間中に、2 以上の昇給日がある場合 各昇給日に勤務していたならば適用される昇 給することとなる号給数を合計した号数から各昇給日に勤務していたな らば減じることとなる号数を合計した号数を減じた号給数を、休職等に 入る前日に受けていた号給に加算した号給
- (2) (省略)

改正後

第1条から第12条 (省 略)

(休職中等の者の昇給等)

及び第11条の規定による加える調整並びに第4条の2の規定による減じる 調整を行わない。

第14条から第15条 (省 略)

(復職時等における号給の調整)

- 第16条 条例第26条の規定による職員の号給の調整を行う場合には、復職し第16条 条例第26条の規定による職員の号給の調整を行う場合には、復職し た日、職務に復帰した日又は再び勤務するに至った日(以下「復職等の日 | た日、職務に復帰した日又は再び勤務するに至った日(以下「復職等の日 | という。)にその者の号給を次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定しという。)にその者の号給を次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定 める号給とする。
  - 業、外国派遣、公益的法人等派遣(公益的法人等派遣条例第3条の2の 規定の適用を受ける場合を除く。) 又は停職(以下「休職等」という。) の期間中に、2以上の昇給日がある場合 各昇給日に勤務していたなら ば適用される昇給することとなる号給数を合計した号数から各昇給日に 勤務していたならば減じることとなる号数を合計した号数を減じた号給 数を、休職等に入る前日に受けていた号給に加算した号給
  - (2)(省 略)

付則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

### 第75号議案

足立区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する 規則

上記の議案を提出する。

平成26年11月13日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する 規則

足立区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則(平成12年足立区教育委員会規則第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(13) 法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をして いる職員(以下「配偶者同行休業中の職員」という。)

第2条第2項第1号中「第12号」を「第13号」に改める。

第3条に次の1号を加える。

(8) 配偶者同行休業中の職員として在職した期間

第5条第1項各号列記以外の部分中「第8号」を「第9号」に、「第9号」を「第10号」に改め、同項中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 配偶者同行休業中の職員として在職した期間 付 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

### (提案理由)

新たな制度を導入するにあたり、文言の追加を行う必要があるので、 この規則案を提出いたします。

## 第 7 5 号 議 案 説 明 資 料

件名	足立区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
所管部課名	子ども家庭部 子ども家庭課
	地方公務員法が改正され「配偶者同行休業制度」が新設されたことに伴い、足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例が一部改正された。 条例改正に伴い、関連規定についての一部改正を行う。 記
内容	<ul> <li>1 改正の概要</li> <li>(1) 期末手当の支給対象外となる職員に、基準日に配偶者同行休業中の職員を加える改正を行う。</li> <li>(2) 期末手当の支給対象外となる職員に、基準日前1ヵ月以内に退職等した職員のうち退職等の日に配偶者同行休業中の職員を加える改正を行う。</li> <li>(3) 基準日に育児休業をしている職員の勤務した期間としない期間に、配偶者同行休業中の期間を加える改正を行う。</li> <li>(4) 支給割合における欠勤等日数について、配偶者同行休業中の期間に勤務しない合計の時間を、7時間45分をもって2分の1日と換算する旨を定める。</li> <li>2 施行年月日平成27年1月1日</li> <li>3 新旧対照表別紙のとおり</li> </ul>
今後の方針	関連規定についての一部改正を行う。 足立区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則 足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則

改正前	改正後
第1条 (省略)	第1条 (省略)
(支給対象外職員)	(支給対象外職員)
第2条 条例第27条第1項前段の教育委員会規則で定める職員(条例第28条	第2条 条例第27条第1項前段の教育委員会規則で定める職員(条例第28条
各号のいずれかに該当する者を除く。)は、次に掲げる者とする。	各号のいずれかに該当する者を除く。)は、次に掲げる者とする。
(1) から (12) (省 略)	(1)から(12) (省 略)

- 2 条例第27条第1項後段の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる者2 条例第27条第1項後段の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる者 とする。
  - 第12号まで規定のいずれかに該当した職員
- (2)から(7) (省 略)

(基準日に育児休業をしている職員の勤務した期間)

- する。
- (1)から(7) (省 略)

#### 第4条 (省 略)

(欠勤等日数)

|第 5 条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間(第 5 項の規定第 5 条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間(第 5 項の規定| 欠勤等の期間から足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関す 欠勤等の期間から足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関す る条例(平成12年足立区条例第59号。以下「勤務時間条例」という。)第 る条例(平成12年足立区条例第59号。以下「勤務時間条例」という。)第 - 5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条及び第13条の規 - 5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条及び第13条の規 定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代 定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代 |休日(以下「週休日等||という。)を除いた日における勤務時間条例の規|||休日(以下「週休日等||という。)を除いた日における勤務時間条例の規| 定による1日の正規の勤務時間(以下「1日の正規の勤務時間」という。)

- (13) 法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をしている職員 (以下「配偶者同行休業中の職員」という。)
- とする。
- (1) 退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前項第2号から (1) 退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前項第2号から 第13号まで規定のいずれかに該当した職員
  - (2) から(7) (省 略)

(基準日に育児休業をしている職員の勤務した期間)

- |第3条 前条第1項第7号の勤務した期間は、次に掲げる期間以外の期間と|第3条 前条第1項第7号の勤務した期間は、次に掲げる期間以外の期間と する。
  - (1) から(7) (省 略)
  - (8) 配偶者同行休業中の職員として在職した期間

第4条 (省 略)

(欠勤等日数)

の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。)ごとに当該」の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。)ごとに当該 定による1日の正規の勤務時間(以下「1日の正規の勤務時間」という。) について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日(第1 とする。)を合計した日数とする。

(1)から(8) (省略)

- (9) 法第26条の2第1項の規定により修学部分休業をしている職員とし て在職した期間
- 滅免基準第2条に規定する承認を受けていない期間(職員団体会合等参 加期間、団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。)
- (11) 私事欠勤等の取扱いを受けた期間

2から5 (省略)

第6条から第15条 (省 略)

改正後

について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日(第1 号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる期間にあっては2分号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあっては2分 の1日とし、第9号に掲げる期間にあっては3分の1日とする。)として の1日とし、第10号に掲げる期間にあっては3分の1日とする。)として | 換算した日数(1日(第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに | 換算した日数(1日(第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに | 掲げる期間にあっては2分の1日とし、第9号に掲げる期間にあっては3 掲げる期間にあっては2分の1日とし、第10号に掲げる期間にあっては3 分の1日とする。) 未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数 分の1日とする。) 未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数 とする。)を合計した日数とする。

- (1)から(8) (省略)
- (9) 配偶者同行休業中の職員として在職した期間
- (10) 法第26条の2第1項の規定により修学部分休業をしている職員とし て在職した期間
- (10) 職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、「(11)」職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、「 減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間(職員団体会合等参 加期間、団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。)
  - (12) 私事欠勤等の取扱いを受けた期間
  - 2 から5 (省略)

第6条から第15条 (省 略)

付 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

## 第76号議案

足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する 規則

上記の議案を提出する。

平成26年11月13日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する 規則

足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則(平成12年足立区教育委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(13) 法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をして いる職員(以下「配偶者同行休業中の職員」という。)

第2条第2項第1号中「第12号」を「第13号」に改める。

第3条に次の1号を加える。

(9) 配偶者同行休業中の職員として在職した期間

第5条第1項各号列記以外の部分中「第9号」を「第10号」に、「第13号」を「第14号」に改め、同項中第16号を第17号とし、第9号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 配偶者同行休業中の職員として在職した期間 付 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

### (提案理由)

新たな制度を導入するにあたり、文言の追加を行う必要があるので、 この規則案を提出いたします。

## 第 7 6 号 議 案 説 明 資 料

件名	足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
所管部課名	子ども家庭部 子ども家庭課
	地方公務員法が改正され「配偶者同行休業制度」が新設されたことに伴い、足立 区幼稚園教育職員の給与に関する条例が一部改正された。 条例改正に伴い、関連規定についての一部改正を行う。
	記
	1 改正の概要
	(1) 勤勉手当の支給対象外となる職員に、基準日に配偶者同行休業中の職員を加 える改正を行う。
	(2) 勤勉手当の支給対象外となる職員に、基準日前1ヵ月以内に退職等した職員 のうち退職等の日に配偶者同行休業中の職員を加える改正を行う。
内容	(3) 基準日に育児休業をしている職員の勤務した期間としない期間に、配偶者 同行休業中の期間を加える改正を行う。
	(4) 支給割合における欠勤等日数について、配偶者同行休業中の期間に勤務しない合計の時間を、7時間45分をもって1日と換算する旨を定める。
	2 施行年月日
	平成27年1月1日
	3 新旧対照表 別紙のとおり
今後の方針	関連規定についての一部改正を行う。 足立区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則 足立区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則

足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関す	ける規則の一部を改正する規則新旧対照表
改正前	改正後
第1条 (省 略)	第1条 (省 略)
(支給対象外職員)	(支給対象外職員)
第2条 条例第30条第1項前段の教育委員会規則で定める職員(同条第5項	頁第2条 条例第30条第1項前段の教育委員会規則で定める職
において準用する条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。)は、	において準用する条例第28条各号のいずれかに該当する者
次に掲げる者とする。	次に掲げる者とする。
(1)から(12) (省 略)	(1) から(12) (省 略)
	(13) 法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業を
	(以下「配偶者同行休業中の職員」という。)
2 条例第30条第1項後段の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる者	新2 条例第30条第1項後段の教育委員会規則で定める職員は
とする。	とする。
(1) 退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前項第2号から	(1) 退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において
<u>第12号</u> までの規定のいずれかに該当した職員	第13号までの規定のいずれかに該当した職員
(2)から(7) (省 略)	(2) から(7) (省略)

- (基準日に育児休業をしている職員の勤務した期間)
- する。
- (1)から(8) (省 略)

#### 第4条 (省 略)

(欠勤等日数)

|第5条||前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期|第5条||前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期 間(第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」とい う。)ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時 う。)ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時 間条例の規定による1日の正規の勤務時間(以下「1日の正規の勤務時間 │ 間条例の規定による1日の正規の勤務時間(以下「1日の正規の勤務時間 │ という。)について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって という。)について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって 1日(<u>第9号</u>に掲げる期間にあっては3分の2日とし、第13号に掲げる期 間にあっては2日とする。)として換算した日数(1日(第9号に掲げる

- 職員(同条第5項 者を除く。)は、
- きをしている職員
- は、次に掲げる者
- て前項第2号から

(基準日に育児休業をしている職員の勤務した期間)

- 第3条 前条第1項第7号の勤務した期間は、次に掲げる期間以外の期間と第3条 前条第1項第7号の勤務した期間は、次に掲げる期間以外の期間と する。
  - (1) から(8) (省 略)
  - (9) 配偶者同行休業中の職員として在職した期間
  - (省 略) 第4条

(欠勤等日数)

間(第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」とい 1日(第10号に掲げる期間にあっては3分の2日とし、第14号に掲げる期 間にあっては2日とする。)として換算した日数(1日(第10号に掲げる 期間にあっては3分の2日)未満の端数の時間があるときはこれを切り捨 てた日数)を合計した日数とする。

(1)から(8) (省略)

- (9) 法第26条の2第1項の規定により修学部分休業をしている職員とし て在職した期間
- (10) 職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、(11) 職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、 減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間(団体派遣期間又は 講演等を行った期間を除く。)
- (11) 結核休職期間
- (12) 勤務時間条例第16条に規定する病気休暇(以下「病気休暇」という。)| により勤務しない期間(次号に掲げる期間を除く。)
- (13) 引き続く7日以上にわたらない病気休暇の取扱いを受けた期間(以)(14) 引き続く7日以上にわたらない病気休暇の取扱いを受けた期間(以) 下「短期の病気休暇の期間」という。)のうち、勤務期間における短期 の病気休暇の期間(短期の病気休暇の期間の初日の属する月(当該初日 が基準日である場合には、基準日の前日の属する月)の数が勤務期間に おいて3以上ある場合に限る。)
- (14) 勤務時間条例第17条第1項に規定する生理休暇により勤務しない期 間(条例第19条第1項の規定により給与が減額される期間に限る。)
- (15) 介護休暇により勤務しない期間
- (16) 私事欠勤等の取扱いを受けた期間

2から6 (省略)

|第6条から第15条 (省 略)

## 改正後

期間にあっては3分の2日)未満の端数の時間があるときはこれを切り捨 てた日数)を合計した日数とする。

- (1)から(8) (省 略)
- (9) 配偶者同行休業中の職員として在職した期間
- (10) 法第26条の2第1項の規定により修学部分休業をしている職員とし て在職した期間
- 減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間(団体派遣期間又は 講演等を行った期間を除く。)
- (12) 結核休職期間
- (13) 勤務時間条例第16条に規定する病気休暇(以下「病気休暇」という。)| により勤務しない期間(次号に掲げる期間を除く。)
- 下「短期の病気休暇の期間」という。)のうち、勤務期間における短期 の病気休暇の期間(短期の病気休暇の期間の初日の属する月(当該初日 が基準日である場合には、基準日の前日の属する月)の数が勤務期間に おいて3以上ある場合に限る。)
- (15) 勤務時間条例第17条第1項に規定する生理休暇により勤務しない期 間(条例第19条第1項の規定により給与が減額される期間に限る。)
- (16) 介護休暇により勤務しない期間
- (17) 私事欠勤等の取扱いを受けた期間
- 2 から6 (省略)

第6条から第15条 (省 略)

付 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

## 第77号議案

足立区社会教育委員の委嘱について 上記の議案を提出する。

平成26年11月13日

提出者 足立区教育委員会教育長 青木光夫

足立区社会教育委員の委嘱について 足立区社会教育委員を下記のとおり委嘱する。

記

## 1 被委嘱者

氏 名	所 属	区分
明石 要一	千葉敬愛短期大学学長	学識経験者
なりた くにひで 成田 國英	日本体育大学名誉教授	学識経験者
まっだ けいじ 松田 恵示	東京学芸大学教授、学長補佐	学識経験者

## 2 委嘱期間

平成26年12月1日から平成28年11月30日まで

## (提案理由)

足立区社会教育委員条例第2条の規定に基づき、足立区社会教育委員 を委嘱する必要があるので、この案を提出いたします。

## 第 7 7 号 議 案 説 明 資 料

件名	足立区社会教育委員の委嘱について						
所管部課名	子ども家庭部 青少年課						
	1 提案理由 平成23年6月18日以降休止していた社会教育委員会議にて、新教育委員会制度における「大綱」作成に向けて、意見を求め等のため、足立区社会教育委員条例第2条の規定に基づき、足立区会教育委員を委嘱する。						
	氏名 職名 区分 経歴等						
	千葉敬愛短期大学 学識経験者 教育社会学(青少年 教育) 明石 要一 学長 教育) 元文部科学省中央 教育審議会委員						
	日本体育大学 学識経験者 教育学(教職教育) 成田 國英 名誉教授 学識経験者 教育学(教職教育) 現全国子ども会連 合会常務理事						
内容	東京学芸大学教授 学識経験者 社会学(スポーツ・ 対策を対して、 対策を対して、 対策を対し、						
	3 第14期委嘱期間 平成26年12月1日から平成28年11月30日まで 4 審議の内容 (1)新教育委員会制度における「大綱」作成に向けて、PTA活動や足立区青少年対策地区活動などの健全育成活動を区の社会教育の中でどのような位置づけていくかについて、意見を聴く。 (2)足立区少年団体連合会、足立区青少年対策地区委員会等、健全育成団体に対する補助金交付にあたって、補助金を交付することにより、						
A // ~ 1 A!	団体の自主的、主体的な活動を阻害することがないか意見を聴く。						
今後の方針	教育大綱策定の進捗にあわせて、社会教育委員会議を開催していく。						

## 第78号議案

「足立区特別職議員報酬等審議会条例の一部を改正する条例」に関 する教育委員会の意見について

上記の議案を提出する。

平成26年11月14日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

議案に関する教育委員会の意見について

足立区長より教育委員会の意見を求められた足立区特別職議員報酬等審議会条例の一部を改正する条例」の一部改正に係る意見について、これに異議はないものとする。

## (提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、足 立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

## 第 7 8 号 議 案 説 明 資 料

件 名	「足立区特別職議員報酬等審議会条例の一部を改正する条例」に関する教育委 員会の意見について				
所管部課名	学校教育部 教育政策課				
	<ul> <li>条例改正の概要(第1条) 教育委員会制度改革に伴い、教育委員長と教育長を一本化した新教育長が設置される。あわせて、その任命には議会の同意が必要となり、身分は特別職となる。 同条例における審議対象は、「議会の議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び常勤の監査委員の給料の額」となっており、現在、一般職である教育長の給料の額は対象となっていない。 特別職となる新教育長の給料の額を審議対象に追加するため、条例改正を行う</li> <li>新旧対照表</li> </ul>				
内容	改正前 (設置) 第1条 区長の諮問に応じ、議会の議員 の議員報酬の額並びに区長、副区長及 び常勤の監査委員の給料の額(以下「議員報酬の額並びに区長、副区長及 び常勤の監査委員の給料の額(以下「議員報酬等の額」という。)について審 議するため、足立区特別職議員報酬等 審議会(以下「審議会」という。)を おく。 第2条~第9条 (省略) 第2条~第9条 (省略) 第2条~第9条 (省略)				
今後の方針	平成27年4月1日から新制度へ移行するため、それ以前に審議会を開催して新教育長の給料の額を審議し、平成27年第1回定例会に給料等条例議案を提出する必要				

## 教育委員会報告

平成26年11月13日

件 足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の進捗状況について 名 所管部課名 学校教育部 学校適正配置担当課 1 上沼田小学校と鹿浜小学校の適正規模・適正配置実施計画について (1) 統合地域協議会の開催状況 ①開催日 対象校 第九回 第十回 上沼田小学校と鹿浜小学校 10/911/10②主な協議事項 【第九回統合地域協議会】 ・統合新校の新校舎の設計等について ・統合新校の開かれた学校づくり協議会について 【第十回統合地域協議会】 新しい校歌について (2) 近隣住民説明会の実施について ・中高層条例に基づき、統合新校の新築工事について、鹿浜小学校の近隣住 民に対して説明会を行った。 ①開催日等 日にち 場所 10/22鹿浜小学校図書室 内 容 (3) 統合地域協議会ニュースの発行について 統合地域協議会での協議内容や教育委員会で決定したことなどを保護者や 地域に周知するため、統合地域協議会ニュースを発行した。 (第八回統合地域協議会の内容を、第8号として9月25日に、 第九回統合地域協議会の内容を、第9号として11月4日に発行) 2 鹿浜中学校と第八中学校の適正規模・適正配置実施計画について (1) 統合地域協議会の開催状況 ①開催日 対象校 第七回 第八回(予定) 10/16|鹿浜中学校と第八中学校 12/4②主な協議事項 【第七回統合地域協議会】 ・統合新校の新校舎の設計等について ・新しい校章のデザインの第一次選考について

新しい校歌について

### 【第八回統合地域協議会】

- ・新しい校章のデザインの最終選考について
- (2) 統合新校の校章(デザイン)の募集結果について
- ①応募状況
  - 新しい校章のデザイン 157点※応募用紙に、一人1作品
- ②第一次選考
  - ・応募作品の中から6点の候補作品を選出した。候補作品については、デザイナーによる補正作業を行い、次回の最終選考で新校章1点を選考する。
- (3) 統合新校の校歌(フレーズ)の募集について

・募集期間: 平成26年11月4日(火)から平成26年11月25日(火)まで

・募集方法:鹿浜中学校、第八中学校の生徒に、応募用紙を学校を通じて個

別配付

・応募方法:応募用紙を上記の2つの中学校に設置した応募箱に投函または

学校適正配置担当課に提出

・選考方法:統合地域協議会において選考し、新しい校歌作成の参考とする。

- (4) 統合地域協議会ニュースの発行について
  - ・統合地域協議会での協議内容や教育委員会で決定したことなどを保護者や 地域に周知するため、統合地域協議会ニュースを発行した。

(第七回統合地域協議会の内容を、第7号として11月4日に発行)

今後の方針

統合に向けた様々な課題については、統合地域協議会において、引き続き、 具体的な検討を進めていく。

## 教 育 委 員 会 報 告

件名	学 校 事 故 報 告 に つ い て (平成26年度10月分)
所管部課名	学校教育部 教育指導室
所管部       容	<ul> <li>字校教育部 教育指導室</li> <li>1 学校事故状況</li> <li>管理下 4件(小学校3件、中学校1件)</li> <li>管理外 0件合計 4件</li> <li>2 事故内容</li> <li>(1) 休憩時間、放課後、登・下校時、部活動等における傷害、打撲等の事故ア サッカー試合中、相手選手と接触、転倒し、右手首骨折。 (中学校管理下)イ 校庭で、雲悌から手を滑らせ落下、顔面を強打し、口腔内裂傷。 (小学校管理下)ウ 校庭で、高鉄棒から手を滑らせ落下、顔面を強打し、唇の裂傷、下顎前菌2本脱落。 (小学校管理下)エ全校行事に参加中、濡れた床面で足を滑らせ転倒、左大腿部打撲。 (小学校管理下)</li> <li>3 各学校への事故防止の指導(1)休憩時間、放課後、登・下校時、部活動等における傷害、打撲等の事故防止についてア部活動等における事故防止は、十分な準備運動と受傷につながる危険技の禁止を徹底し、安全を重視した指導を図る。イ校舎内外の過ごし方、危険行為の未然防止についての指導を図る。ウ運動器具等の定期的な点検・整備による安全対策の推進を図る。</li> </ul>
今後の方針	児童・生徒の事故や問題行動の未然防止に努めるとともに、家庭や地域社会、 関係機関との連携を強化し、一層の指導の徹底を図る。

.1.		管	理	下	管理	里 外	A 31
内	訳	幼稚園	小学校	中学校	小学校	中学校	合 計
交通事故	自転車・バイク						
文 迪 爭 以	歩行者・キックボード						
	骨折・脱臼・捻挫						
授業中の傷害打撲等の	裂傷・打撲・暴行						
事故	火傷・熱傷						
争以	歯目鼻耳等の損傷						
	発症・発作・火傷						
┃ 休憩時間・放課後・登	骨折・脱臼・捻挫			1			1
下校時の傷害打撲等の	裂傷・打撲・暴行		1				1
事故(学校行事含む)	歯目鼻耳等の損傷		2				2
	発症・発作・火傷						
教師の指導上による傷	骨折・脱臼・捻挫						
害・打撲等の事故	歯目鼻耳等の損傷						
暴力・暴行傷害事件							
家出・外泊・行方不明							
窃盗・万引き・恐喝							
対教師暴力							
火災・火傷・火遊び							
その他・地域での怪我							
死亡	病死						
<i>7</i> L ∟	事 故 死						
合	<b>=</b>		3	1			4

## (施 設)

区	分	幼稚園	小学校	中学校	内	容
窓ガラス及び	施設破損					
不法侵入・盗	難					
その他						
合	計	0	0	0		

## 教育委員会報告資料

件名	幼稚園・認定こども園の子ども・子育て支援新制度移行に関する調査結果に ついて				
所管部課名	子ども家庭部 子ども家庭課				
	平成27年4月の子ども・子育て支援新制度実施に伴い、幼稚園及び、園型認定こども園は、新制度に基づく施設に移行するか、都の私学助成けて運営する現行制度に残る施設になるか、今年度末までに各園が決定ことになる。 区内私立幼稚園等の新制度移行の意向調査結果について、以下のとお告する。  1 調査日 平成26年10月15日  2 調査結果				受る
			に移行	に残る	-
内容	幼稚園	44園	8園	36園	-
	幼稚園型 認定こども園	8 園	4 園	(※)4園	-
	合計	5 2 園	12園	40園	
	<ul> <li>(※) 平成27年度以降の認定こども園は、新制度に移行しなければならないため、新制度に移行しない幼稚園型認定こども園については、こども園の認定を取下げ、都の私学助成を受けて運営する幼稚園になる見込みである。</li> <li>3 その他</li> <li>(1) 地方裁量型認定こども園(認証保育所を母体)区内1園あるが、新制度に移行する予定である。</li> <li>(2) 区立認定こども園3園全て新制度に移行する。</li> </ul>				Ĺ
今後の方針	新制度に移行するるため、その対応に	る私立幼稚園・認定 こついて区として検			まれ

# 子ども・子育て支援新制度に移行する私立幼稚園・認定こども

(1) 利力が発展 1/1 周(こた 9 周が発制度 5 投行)

(1	) 私立幼稚園	44園(うち8園が	新制度へ移行)			
	学校コード	幼稚園名	法人立/個人立	新制度へ移行		
1	1196421	足立サレジオ	学校法人立			
2	1259415	聖フランシスコ	学校法人立			
3	1260413	黒川	学校法人立			
4	1261410	六木	学校法人立			
5	1262416	佐藤	学校法人立			
6	1766414	足立	個人立			
7	1768417	足立愛育	個人立			
8	1769413	あおい	学校法人立			
9	1773410	足立双葉	個人立			
10	1776410	足立つばめ	学校法人立			
11	1781413	梅島	個人立			
12	1785419	小倉	学校法人立			
13	1787420	親愛	個人立			
14	1789414	黒田	個人立			
15	1791419	興南	学校法人立			
16	1792415	江北さくら	個人立			
17	1793411	江北白百合	学校法人立			
18	1794418	こだま	学校法人立			
19	1795414	五反野	個人立			
20	1796410	鹿浜愛育	学校法人立			
21	1797417	春光	学校法人立			
22	1801414	聖和	宗教法人立			
23	1802410	千住寿	学校法人立			
24	1803417	第一若草	学校法人立			
25	1805410	竹塚	学校法人立			
26	1806416	橘	個人立			
27	1807412	チェリー	学校法人立			
28	1809415	とねり伊藤	個人立			
29	1813412	のぞみ	学校法人立			
30	1814419	はなぞの	学校法人立			
31	1815415	花畑八千代	個人立			
32	1815423	八千代	個人立			
33	1816411	福寿院	宗教法人立			
34	1818414	ふちえ	学校法人立			
35	1819410	保木間	個人立			
36	1820419	本行寺第二伊興	宗教法人立			
37	1821415	満願寺	宗教法人立			
38	1822411	美松学園	宗教法人立			
39	2655411	専念寺	学校法人立			
40	2713411	東京いずみ	学校法人立			
41	2720418	石鍋	学校法人立			
42	2725410	弘道	学校法人立			
43	2726416	中条	学校法人立			
44	2753413	城北	学校法人立			
	合 計 8 園					

(2) 私立認定こども園(幼稚園型)8園(うち4園が新制度へ移行)

_	(	ノ松立心たこ	こで国(幼稚園堂)の	国(フラチ国が利型)	文: 1/2/1] /
		学校コード	幼稚園名	法人立/個人立	新制度へ移行
	1	1770411	足立白うめ	学校法人立	
	2	1772414	東京白百合	学校法人立	
	3	1777416	足立みどり	学校法人立	
L	4	1788418	栗島	学校法人立	
	5	1800418	杉の子	個人立	
	6	1811410	西新井	学校法人立	
	7	2715414	舎人	学校法人立	
L	8	2734419	足立つくし	学校法人立	
	Ť	•	合 計		4 園

(3)私立認定こども園(地方裁量型)1園(新制度へ移行)

				/
	学校コード	施設名	法人立/個人立	新制度へ移行
1		六町駅前保育園	株式会社立	
		合 計		1 園

## 教育委員会報告資料

件名	児童手当法に基づく児童手当からの費用徴収について
所 管 部 課 名	子ども家庭部子ども・子育て支援課、学校教育部学務課
所       (2)       (3)       (4)       (5)       (6)       (7)       (8)       (8)       (9)       (1)       (1)       (1)       (1)       (2)       (2)       (2)       (3)       (4)       (5)       (6)       (7)       (8)       (9)       (1)       (1)       (1)       (1)       (2)       (2)       (2)       (2)       (3)       (4)       (5)       (6)       (7)       (8)       (9)       (1)       (1)       (1)       (2)       (2)       (3)       (4)       (5)       (6)       (7)       (8)       (9)       (1)       (1)       (2)       (3)       (4)       (4)       (2)       (2)       (3)       (4)       (2)       (2)       (3) <td>平成24年度の児童手当法改正により、児童手当から、受給資格者の申出による各費用の徴収と保育料の特別徴収が可能となった。 足立区においても、各費用の収納率向上を図るため、下記のとおり児童手当からの費用徴収を実施する。  1 対象費用 (1)保育料(子ども・子育で支援課) (2)学童保育保護者負担金(住区推進課) (3)学校給食費(学務課)  2 徴収対象 原則として滞納6ヵ月以上の者 (保育料の特別徴収は、原則として過年度滞納が累積している者)  3 徴収範囲 未納がある児童分及び兄弟姉妹分から徴収 (保育料の特別徴収は、未納がある児童分のみ)  4 優先順位 [就学前]①保育料 [就学後]①学童保育保護者負担金 ②学校給食費 ※保育料の徴収が就学後に至った場合は保育料を最優先順位とする。 ※保育料の申出による徴収(滞納分)と特別徴収は、申出による徴収を優先する。  5 徴収開始時期 平成27年度2月支給分より実施  6 その他 関係各課間で、児童手当の受給状況や各費用の未納状況の情報を共有す</td>	平成24年度の児童手当法改正により、児童手当から、受給資格者の申出による各費用の徴収と保育料の特別徴収が可能となった。 足立区においても、各費用の収納率向上を図るため、下記のとおり児童手当からの費用徴収を実施する。  1 対象費用 (1)保育料(子ども・子育で支援課) (2)学童保育保護者負担金(住区推進課) (3)学校給食費(学務課)  2 徴収対象 原則として滞納6ヵ月以上の者 (保育料の特別徴収は、原則として過年度滞納が累積している者)  3 徴収範囲 未納がある児童分及び兄弟姉妹分から徴収 (保育料の特別徴収は、未納がある児童分のみ)  4 優先順位 [就学前]①保育料 [就学後]①学童保育保護者負担金 ②学校給食費 ※保育料の徴収が就学後に至った場合は保育料を最優先順位とする。 ※保育料の申出による徴収(滞納分)と特別徴収は、申出による徴収を優先する。  5 徴収開始時期 平成27年度2月支給分より実施  6 その他 関係各課間で、児童手当の受給状況や各費用の未納状況の情報を共有す
	る必要があるため、10月20日開催の情報公開・個人情報保護審議会へ 諮問し了承済である。
今後の方針	当面はシステム改修をしないため、対象者を絞り込んだ上で、手作業中心 の事務処理で対応する。 システム改修については、課題を検証した上で、次期更新時以降に予算要 求していく。

## 教育委員会報告

件名	足立区保育所入所実施要綱別表の一部改正について
所管部課名	子ども家庭部 子ども・子育て支援課
	子ども家庭部 子ども・子育て支援課  足立区保育所入所実施要綱の別表 (第3条関係) 調整指数表等の一部については、平成26年11月1日施行で改正を行ったところであるが、追加項目が生じたため、下記のとおり改正する。  記  1 改正内容 (1) 足立区保育所入所実施要綱の別表 (第3条関係) 調整指数表を改正する。  ア 指数番号18「青井おひさま保育園・コンビプラザ東和三丁目保育園・家庭的保育(保育ママ)・小規模保育の在籍児で、年齢上限による卒園により、4月から新たに利用を希望する場合(連携施設が設定されている場合を除く)」の対象施設に、東京都認証保育所を加える。  イ 指数番号17「就労開始、復職等により保育が必要となったため、東京都認証保育所など(家庭的保育(保育ママ)・小規模保育は除く)に有償・月ぎめで2カ月以上前から預託している場合」と上記アの指数番号18が該当する場合、重複して加算しないこととする。
内 容	2 改正理田 (1) 子ども・子育で支援新制度の枠組みに入らない東京都認証保育所の卒園 児は加算の対象外となり、公平性に欠けるため (2) 重複して加算しない規定が漏れていたため 3 改正方法 調整指数表の改正については保育施設利用申込案内に記載しているため、足立区保育所入所実施要綱別表「調整指数表」のうち条件番号 27「足立区教育委員会が特に必要と認める場合」として規定する。 番号 条 件 指数 東京都認証保育所の在園児についても、調整指数番号 18 に 1 おける、年齢上限による卒園により 4 月から新たに利用を 4 希望する場合の加点の対象とする。 2 調整指数番号 17 と 18 が重複する場合 -2 4 実施 平成 2 7 年 4 月利用申請分から適用する。
今後の方針	該当する東京都認証保育所の卒園予定児の保護者に対し個別に周知する。

## 教育委員会報告

件   名	千住地域における民設民営による認可保育所開設・運営事業者の決定について
所管部課名	子ども家庭部 子ども・子育て支援課、子ども・子育て施設課
所管部課名	平成26年10月31日「足立区子ども施設指定管理者等選定審査会」を開催し、平成27年10月に開設・運営する事業者を以下のとおり決定したため報告する。  1 開設・運営事業者決定について (1)提案書の提出事業者 1事業者 (2)第一次審査対象事業者 1事業者 (3)第二次審査対象事業者 1事業者 (4)第二次審査プレゼンテーション参加 1事業者 (5)決定事業者は以下の事業者とする。 【決定事業者】 名 称:株式会社アイグラン 所 在 地:広島県広島市中区光南二丁目1番20号 運 営 施 設:あい保育園赤羽橋(品川区)ほか19園※採点結果の詳細は別紙のとおり  2 施設計画 (1)認可保育所(民設民営) (2)定員70名(0歳~5歳)予定 (3)平成27年10月開設予定 (4)保育所予定地 足立区千住河原町6番地内
今後の方針	平成27年10月開設に向け、決定事業者と協議を進めていく。

## 千住地域における民設民営による認可保育所開設・運営事業者審査結果表

			審 査 (書類審査及びプレゼンテーション)															
		開設値	呆育所 <i>0</i>	D評価	提	案書の評	平価	法.	人の安定	≧性		保育理論	念と熱意	ţ		学前 • 教育		
	評価項目	施設の環境	立地条件	避難経路の確保	保育サービスの内容	提案書の具体性	地域支援	経営の安定性	企業の収益性	企業の経営効率	保育方針の明確性	保育環境整備への取り組み	区保育施策との整合性	園長予定者の意欲・熱意	就学前保育・教育に対する考えが明確	具体的な提案がされている	審査合計	割合
		満点 210	210	140	280	280	140	140	140	140	210	210	140	140	210	210	2, 800	
1	株式会社 アイグラン	150	135	108	232	212	94	100	126	112	150	165	102	86	135	120	2, 027	72. 4%

## 教 育 委 員 会 報 告

件名	足立区小規模保育室の新規設置・運営事業者の決定について						
所管部課名	子ども家庭部 子ども・子育て支援課 子ども・子育て施設課						
	足立区待機児童解消アクション・プランの施設整備計画に基づき、足立区小規模保育室開設に伴う新規設置・運営予定事業者の募集(平成26年9月公募)を実施したところ、1物件1事業者から応募があった。これを受け、平成26年11月7日に「足立区小規模保育室審査会」を開催し、以下のとおり事業者を決定したので報告する。						
	1 募集対象地域の概要 日暮里・舎人ライナー舎人駅周辺地域 (舎人 1、2、5 丁目 古千谷本町 1、2 丁目 入谷 1、2 丁目)						
内容	2 新規設置・運営予定事業者の決定について名       布 特定非営利活動法人 ワーク・ライフ・バランス ラボ 所 在 地 足立区舎人一丁目25番9番 代表 者 理事長 中嶋 篤子 施 設名 称 (仮称)第2てのひら保育園 施設所在地 足立区舎人一丁目25番9番 定 員 19名						
	[内訳]     年 齢 0歳児 1歳児 2歳児 人数 7人 8人 4人       開設予定日     平成27年3月31日						
	3 審査結果について       ※評価基準は、7割が標準(普通)として評価         評価項目       評価内容       配点       評価点						
	予定施設 開設予定施設の立地、階数、避難 路の状況 30 17						
	保育運営方針、保育課程、指導計 保育内容等 画、健康管理、衛生管理、安全対 320 247 策、苦情対応など						
	ヒアリング 施設長予定者の意欲、熱意、経験 70 56						
	事業者 経営の安定性、資金の確保、足立 区貢献度 80 71						
	500点の7割は、350点 500 391						
今後の方針	平成27年3月開設に向け、決定事業者と協議を進めていく。						

件名	第五中学校における物損事故に関する損害賠償について
所管部課名	学校教育部 教育政策課
	標記の損害額について、下記のとおり示談が成立したので報告する。
	記
	1 事故発生日時 平成 2 6 年 9 月 3 日 ( 水 ) 午後 5 時 1 0 分頃
	2 事故発生場所
         内 容	3 被害者
בי ניו	4 事故の内容等 区立第五中学校校庭にて野球部の部活動を行っていたところ、バッティン グ練習を行っていた野球部員の打球が防球ネットを越え、近隣の相手方家屋の 庇を破損させた。
	5 示談成立日 平成 2 6 年 1 0 月 1 6 日
	6 示談の内容 区は被害者に対して、庇の修理代金として、金274,320円を支払う。
	7 その他 特別区自治体総合賠償責任保険対象となり全額補填される。
問 題 点 ・ 今後の方針	保険金請求の手続きを進めるとともに、平成26年第4回足立区議会定例会に報告する。

件名	「足立オールおいしい給食ウィーク」の実施について
所管部課名	学校教育部 おいしい給食担当課
内容	下記のとおり、「足立オールおいしい給食ウィーク」を実施する。  1 実施内容 第6回給食メニューコンクールにおいて、区長賞を受賞した下記のメニューを全校で給食として提供する。  2 実施日 平成26年12月8日(月)~12日(金)の5日間のうち1日。  3 メニュー名 (1)小学校【区長賞:長門小学校4年生 山口 華】 ・畑のかば焼き井 (2)中学校【区長賞:花畑北中学校1年生 金子 歩華】 ・塩麹づけのやわらか鳥唐揚げ青じそ風味おろしポン酢かけ ・水菜と大根のカリカリじゃこサラダ ・ご飯、みそ汁
今後の方針	おいしい給食検討会の献立委員の学校栄養士と入賞者が在学する各小中学校で、11月の献立として試作する。その後、給食レシピを確定させて、各校栄養士に献立の詳細を情報連絡する。

件名	「小松菜給食の日」について
所管部課名	学校教育部 おいしい給食担当課
内容	下記のとおり、区立小・中学校で一斉に小松菜を使ったメニューを提供する「小松菜給食の日」を実施する。  1 内 容
今後の方針	引き続き地場産野菜を使った給食の実施を推進していく。

	平成26年11月13日
件名	第3回いじめ問題対策委員会の開催について
所管部課名	学校教育部 教育政策課 教育指導室
内容	第3回いじめ問題対策委員会を開催したので、下記のとおり報告する。 記 1 開催場所 区立辰沼小学校 2 開催日 平成26年11月4日(火) 午前10時~午後12時 3 内容 児童による自主的ないじめ防止の取り組みの視察等 (1) TKR(辰沼キッズレスキュー)運動視察(休み時間)・TKR運動参加児童による構内パトロール (2) 東京弁護士会による法教育(人権教育)の授業視察(3校時)・弁護士による6年生3学級を対象とした人権に関する授業 (3) 辰沼小学校のいじめ防止の取り組み説明(4校時)・校長からの説明と質疑 4 各委員の感想 (1) 子ども達の来校者への挨拶がすばらしい。 (2) TKR運動についてはすばらしい取り組みであると感じたが、教員の関わり方が分かりづらかった。 (3) 法教育については、いじめの被害者視点からの授業であったが、いじめの加害者の立場を子ども達に考えさせることも必要である。
今後の方針	第4回いじめ問題対策委員会は3月上旬に開催予定。

件名	平成20年11月13日 平成27年度保育料金表(案)の周知について
所管部課名	子ども家庭部 子ども・子育て支援課
	保育施設利用申込みの際の基礎資料として、平成27年度保育料金表(案)を別紙のとおり周知する。 なお、保育料金表(案)は足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会に提出したものであり、答申を受理後、議会の審議を経て正式に決定される。
	1 配布時期 平成26年10月27日(月)から ※ 平成27年度版保育施設利用申込案内に保育料(案)チラシを差し込 んで配布中である。
内容	
今後の方針	平成27年第1回区議会定例会で条例提案する予定である。

## 平成27年度の保育料について (案)

別紙

保育料の上限額は、国の政令で定めることとしていますが、未だ政令が公布されていないため、区 も条例化をすることができません。

このようなことから、まだ案の状態でしか保育料金表をお示しすることができず、保護者の皆様にはご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございませんが、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

#### [保育料の算定方法]

- 算定基礎が、所得税から区民税に変わります。
- 課税額のうち、父母の区民税の所得割額の合計額が算定の基礎となります。
- その税額を、裏面の保育料金表の該当する階層、保育施設、年齢の欄にあてはめていただくと、 保育料の見込みが算出できます。
- 住宅借入金等特別控除、配当所得控除、寄附金控除、外国税額控除等は適用されません。
- もし控除されている場合には、区民税所得割額にその控除額を加算した額が算定対象税額となります。
- 都民税、均等割額は含めません。ただし、所得割額が非課税の場合は均等割額で算定します。

#### 【特別徴収の場合】(給料から差し引かれている方) ①特別区民税所得割+②税額控除額(調整控除額は除く※)=保育料算定基礎税額 ※ ②には、配当控除、住宅借入金控除、寄附金控除外国税額控除等がありますので、 該当項目がある場合には、①に加算してください。 2 主たる給与賞 ( 不利配給 以外の合算等集動子当与 新 给 与 収 入 総所得③ 税額控除額⑤ 給与所得 山林所得 所得割額⑥ 課 民税 1 所得区分 その他の所得計 分離短期譲渡 均等割額① 税 総所得金額① 分離長期譲渡 税额控除前所得割额④ 標 悉 株式等の譲渡 税額控除額⑤ 淮 捐 障·寡·勤 上場株式等の配当 所得割額⑥ 医 짬 粽 配偶者 先物取引 均等割額⑦ 得 社会保険料 <sup>\*</sup> 扶養親族該当区分 配偶者特別 本人該当区分 特別徵収税額⑧ 小規模企業共済 養 未特他寡特寡 控除不足額⑨ 生命保険料 共 磁 当 額 00 地震保険料 所得控除合計② 既納付額① (摘要) 額 差引納付額(8)-(6)-(9,0)

### 【普通徴収の場合】(口座振替等自主納付されている方)

特別区民税・都民税納税通知書をご覧ください。

②配当控除額

③住宅借入金等特別税額控除額

①特別区民税所得割 + ④寄附金税額控除額

⑤外国税額控除額

※このうた該当するまのを加質

= 保育料算定基礎税額

変更前税額② 増減額(⑧一四)

月

月

☆ 「「いき」の物準減的でした。当然では現ませた扱いに、それた申し、 「いき」を収集を整準条件でした。そのき、は、1500年による方にお洗い。	PROPERTY AND PROPERTY OF THE P	通知事由		5. 搬送 18 10 15 × Pro-cl. Lang (18 4)	・ ・
横的質点14点の中部最近時間の物理的では、一点には150×200元とからは 中面的質能ないと、その55ペルデスター(15円に、単位までおおいけん)。 搬送と話する物がよれる中では、一角はカボー自然で、表述さら的いけ	5 (2 m), 6 (8) (4 2 m),	通知事由間い合わせ番号	利益型 _ 1 1 (1 2 2 3 3 3 8 30 30   中	特別徵収指定番号	
融 関名     ロを書号       参方法 関番号     ロ座番号	連縦管をお申し込みのかたは、前期使日に左記 領貯金口座から引落しいたします。 人情報経滅のため口座番号はまで表示しています。	扶控 養 等 対 象	2個者 老人扶養 その 特 障害: 般 老 同居 計 他 定 同特 特計	者	音 寡 婦 寡 駒 事家 是 一般特別 夫 生 所敷
給 与 収 入 年 金 収 入 所得種別 市 金 額	大大変は、30万円 で表現を表立し、 <b>円</b> の円 を来源の任意によ物発表はあるませ。	3 (II) PI	В	(B <sub>10</sub> ,	総所得金額等
所 得 雜損失·医療費 社会保険料 生命保険料	地震保険料 (損害保険料) 寄 附		: · 寡 · 勤 配偶者 · 扶養報	PJ	控除額合計 (高度控除33万円を含む)
雄 類	(a) (b) (b) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c	社会推工会馆	At Epide decide		20 A St. Control of Co.
様 金 類	調整控除額 配位 額 円 2 円	特別 額控 額	寄附金属研除額 7 (含 )	(額) 係る控除額等 渡	当朝額·株式等譲 所得制額控除額 四

	平成26年11月13日							
件名	足立区立保育園の指定管理期間満了に伴う指定管理者の公募について							
所管部課名	子ども家庭部 子ども・子育て施設課							
	平成18年度に指定した足立区立保育園の指定管理者は、平成27年度に10年間の指定期間が満了となるため、平成28年度以降の次期指定管理者について、公募・選定を行う。  1 対象							
	(1) 足立区立やよい保育園 中央本町1-9-3-105 (都住足立中央本町一丁目アパート)							
	(2) 足立区立さつき保育園 江北1-15-3-103 (都住江北一丁目第3アパート)							
	(3) 足立区立せきや保育園 千住関屋町16-1 (足立区立千寿第八小学校)							
	2 指定期間 平成28年4月1日~平成38年3月31日(10年間)							
内容	3 公募説明会及び施設見学会(予定) 平成26年12月2日、12月3日							
	4 PR方法 11月21日 公募内容を区ホームページに掲載予定							
	11月25日 あだち広報に公募説明会及び施設見学会等について掲載予定							
今後の方針	応募事業者の第一次、第二次選定審査を平成27年2月に実施予定。							

# 行事実施結果10月1日~10月31日青少年課

月日	行 事 名	時間	会 場	主催別	参加者
10/1 (水)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	新田地域学習センター	主催	5名
10/4 (土)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	興本地域学習センター	主催	1名
10/4 (土)	第十五回足立凧まつり	10: 00~14: 00	荒川河川敷虹の広場	共催	3000名
10/5 (日)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	新田地域学習センター	主催	10名
10/5 (日)	星空くらぶ (プラネタリウムチーム)	9:00~16:00	ギャラクシティ	主催	20 名
10/8 (水)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	新田地域学習センター	主催	5名
10/8 (水)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	関三いこい広場	主催	1名
10/12 (日)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	新田地域学習センター	主催	10 名
10/12 (日)	あだち日曜教室	9:30~16:00	葛西臨海公園ほか	主催	69 名
10/15 (水)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	新田地域学習センター	主催	5名
10/15 (水)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	関三いこい広場	主催	1名
10/18 (土)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	興本地域学習センター	主催	2名
10/19 (日)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	新田地域学習センター	主催	10名
10/22 (水)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	新田地域学習センター	主催	5名
10/22 (水)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	関三いこい広場	主催	5名
10/25 (土)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	興本地域学習センター	主催	5名
10/26 (日)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	新田地域学習センター	主催	10名
10/25 (土)	キャンプの達人になろう	10:00~16:00	宮城ゆうゆう公園 少年キャンプ場	主催	6名
10/26 (目)	こどもみーてぃんぐ	13:30~16:30	ギャラクシティ	共催	40 名
10/26 (日)	ジュニアリーダースーパー研修会	13:30~16:30	ギャラクシティ	共催	26 名
10/29 (水)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	新田地域学習センター	主催	5名
10/29 (水)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	関三いこい広場	主催	5名

# 行事実施予定11月1日~11月30日青少年課

月日	行 事 名	時間	会 場	主催別	参加者
11/1 (土)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	興本地域学習センター	主催	5名
11/2 (日)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	新田地域学習センター	主催	10 名
11/5 (水)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	新田地域学習センター	主催	5名
11/5 (水)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	関三いこい広場	主催	5名
11/8 (土)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	興本地域学習センター	主催	5名
11/9 (日)	あだち日曜教室	9:30~16:00	島根小学校体育館	主催	78名
11/9 (日)	星空くらぶ (プラネタリウムチーム)	9:00~16:00	ギャラクシティ	共催	20名
11/9 (日)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	新田地域学習センター	主催	10名
11/12 (水)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	新田地域学習センター	主催	5名
11/12 (水)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	関三いこい広場	主催	5名
11/15 (土)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	興本地域学習センター	主催	5名
11/16 (日)	親子体験キャンプ	10:00~16:00	都立舎人公園キャンプ場	主催	50名
11/16(日)	ジュニアリーダースーパー研修会	$13:30\sim16:30$	ギャラクシティ	共催	40名
11/16 (日)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	新田地域学習センター	主催	10名
11/19 (水)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	新田地域学習センター	主催	5名
11/19 (水)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	関三いこい広場	主催	5名
11/23 (日)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	新田地域学習センター	主催	10名
11/30 (日)	こどもみーてぃんぐ	13:30~16:30	ギャラクシティ	共催	50名

## 行事実施結果(10月1日~ 10月31日)

## 公益財団法人足立区生涯学習振興公社

日時	行 事 名	時間	会 場	主催別	参加人数
10/3(金)	放課後子ども教室スタッフ研修B 「応急手当(実技)」 ~ケガの手当と感染症対応~	10:00~12:00	生涯学習センター	主催	25 名
10/4(土)	放課後子ども教室スタッフ研修B 「応急手当(実技)」 ~ケガの手当と感染症対応~	10:00~12:00	綾瀬プルミエ	主催	10名
10/5(日)	指導者講習会コーディネーショントレ ーニング アドバンス対象<理論編>	14:00~17:00	生涯学習センター	主催	22 名
10/7(火)	放課後子ども教室スタッフ研修 C 「子どもとの関わり方」 ~心の成長を考える~	10:00~12:00	生涯学習センター	主催	63 名
10/8~10/21	おりがみサポーターによる 「キッズおりがみ教室」		千寿桜小、梅田第一 小、本木小、西保木間 小、伊興小、足立小、 千寿常東小、舎人第一 小、千寿第八小、新田 小、中川北小、竹の塚 小	主催	延 227 名
10/13(月)	足立ジュニア吹奏楽団出張演奏 足立区民体育大会開会式、スポーツカー ニバル	9:00~10:00 11:00~11:30	総合スポーツセンター	共催	609名
10/15(水)	日本将棋連盟連携事業「将棋塾」	14:40~16:30	鹿浜第一小学校	共催	25 名
10/15(水)	日本将棋連盟連携事業「将棋塾」	14:40~16:30	桜花小学校	共催	13 名
10/16~23 (木)2回	東京未来大学連携講座"くらしに役立つ 心理学"シリーズ Vol.5『行動の心理学』 〜人の意見に左右される心理のしくみ 〜	19:00~21:00	生涯学習センター	主催	延 120 名
10/19(日)	足立ジュニア吹奏楽団 ブラスバンドフェスティバル出演	$12:00\sim12:15$ $14:45\sim15:00$	西新井文化ホール	共催	1, 445 名
10/20(月)	放課後子ども教室スタッフ研修B 「応急手当(実技)」 ~ケガの手当と感染症対応~	9:40~11:40	ギャラクシティ	主催	49 名

10/20(月)	しゃボンおどりワークショップ	14:30~15:00	千寿小学校	共催	8名
10/22(水)	ふれあいコンサート	13:15~14:15	ゆうあいらんどさの	主催	82 名
10/22(水)	しゃボンおどりワークショップ	15:15~15:45	千寿第八小学校	共催	16名
10/23(木)	しゃボンおどりワークショップ	15:00~15:30	千寿双葉小学校	共催	16名
10/24(金)	しゃボンおどりワークショップ	15:20~15:50	千寿本町小学校	共催	5名
10/24(金)	第 37 回あだちアートリンクカフェ	18:30~20:00	東京芸術センター	主催	31名
10/25(土)	放課後子ども教室スタッフ研修C 「子どもとの関わり方」 ~心の成長を考える~	9:40~11:40	ギャラクシティ	主催	58 名
10/27(月)	しゃボンおどりワークショップ	15:15~15:45	千寿常東小学校	共催	13名
10/27(月)	指導者講習会コーディネーショントレーニング アドバンス対象<実践編>(A コース)~COT 総論の復習とその実践~	19:00~20:45	生涯学習センター	主催	13 名
10/28(火)	しゃボンおどりワークショップ	15:00~15:30	千寿桜小学校	共催	18名
10/29(水)	体験プログラム「読み語りキャラバン」 in 花畑図書館	15:20~16:00	花畑地域学習センター	主催	87名
10/30(木)	放課後子ども教室スタッフ研修C 「子どもとの関わり方」 ~心の成長を考える~	10:00~12:00	綾瀬プルミエ	主催	53 名
10/31(金)	ふれあいコンサート (ドラムサークル)	14:00~15:00	谷在家福祉園	主催	77名

## 行事実施予定 (11月1日~11月30日)

## 公益財団法人足立区生涯学習振興公社

日時	行 事 名	時間	会 場	主催別	参加予定 人数
11/2(目)	ブリランテ 20 周年記念コンサート Vol. 2	14:00~16:00	西新井文化ホール	共催	600名
11/4(火)	ふれあい出前寄席	14:00~15:00	足立万葉苑	主催	80 名
11/16(日)	ドンどこ♪フェスティバル	14:00~15:30	都市農業公園	主催	100名
11/17(月)	指導者講習会コーディネーショントレーニング アドバンス対象<実践編>(B コース) ~大人に対するアプローチ法~	19:00~20:45	生涯学習センター	主催	30 名
11/19(水)	日本将棋連盟連携事業「将棋塾」	14:40~16:30	鹿浜第一小学校	共催	30 名
11/19(水)	日本将棋連盟連携事業「将棋塾」	14:40~16:30	桜花小学校	共催	24 名
11/26·12/3 (水) 2回	キッズあそびサポーター講習会 [運動あそび編]	10:00~12:00	生涯学習センター	主催	30 名
11/27(木)	放課後子ども教室 新任安全管理講習会	14:00~15:30	綾瀬プルミエ	主催	20 名
11/28(金)	第 38 回あだちアートリンクカフェ	18:30~20:00	東京芸術センター	主催	30名